

医療情報取得加算について

2024 年 12 月から健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナンバーカードと保険証の一体化がより進むこととなりました。

そちらに伴い、当院では 2024 年 12 月より「医療情報取得加算」を以下の通り算定させていただきます。

- ・初診時：1 点
- ・再診時（3 ヶ月に 1 回限り算定）：1 点

施設基準等につきましては、院内掲示をご覧くださいませ。

患者様のご理解、ご協力をお願い致します。

明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称）により処方箋を発行することを行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

医療 DX 推進体制加算に係る掲示について

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認をして取得した診療情報を診察室で閲覧又は、活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋の発行を行っています。（※整備中、近日開始予定）
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定です。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

長期収載品の選定療養について

令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から長期収載品を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。（長期収載品とは、特許が切れたり再審査期間が終了したりして、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬で、薬価基準に長期間収載されていたことからその名が付けられました。）

【対象】

- 院外処方、院内処方（外来患者さん）
- 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、
または後発医薬品への置換え率が 50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- 入院中の患者さんへ処方した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1
 - ※ 選定療養費には別途消費税も必要となります
- ※ 選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。
- ※ 国や地方単独の公費負担医療制度（指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証）をご利用の場合も負担の対象となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。